

微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費

200百万円(121百万円)

水・大気環境局大気環境課、自動車環境対策課

1. 事業の概要

健康への影響が懸念され、本年9月に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）については、今後、モニタリング体制の整備及び対策の実施に向けた検討が必要である。

このため、（１）常時監視体制の早急な整備に向け、試験的モニタリングの大幅な拡充（一般環境：26→47都道府県、沿道：10→16箇所）や、並行測定の実施による機種認定を行う等の取組を進めるとともに、

（２）発生源インベントリの精査やシミュレーションの実施などによる発生源・生成機構の把握により、これまでのPM全体の対策を含めた既存対策の効果の解析と、最新のPM2.5削減技術の開発状況の把握を行い、PM2.5を対象とした削減対策のあり方について検討する。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
（１）大気環境試験的モニタリング(拡充)			→
（２）発生源・生成機構の把握、対策検討			
・発生源インベントリ調査			→
・発生源周辺調査			→
・シミュレーションモデル構築			
・削減対策のあり方の検討(新規)			→

3. 施策の効果

PM2.5のモニタリング体制を整備して、汚染実態を把握するとともに発生源を明らかにし、PM2.5削減に向けた施策の実施により健康被害の未然防止に資する。

微小粒子状物質（PM2.5）総合対策費

背景

- ・ 近年、PM2.5の健康影響が懸念
- ・ H21年9月に環境基準が設定

現状

- ・ 大気環境モニタリングの試験的な実施

測定法

- PM2.5自動測定機の性能・特性の評価
- 測定法の確立

常時監視

- 試験的なモニタリングの拡充
- 測定機器の機種認定（並行試験の実施）
- 常時監視体制の整備

新たな削減対策

- 発生源・生成機構の把握、インベントリ精査
- シミュレーションの実施
- 既存対策の効果の解析
- 新たな対策の必要性・対策技術の検討

PM2.5の大気汚染対策を強化